令和６年２月
（令和6年10月一部改正）

費用償還（自費解体）制度について

羽咋市環境安全課

公費解体制度

令和６年能登半島地震により損壊した市内の半壊以上の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、**当該物件の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体及び撤去する制度**です。

費用償還（自費解体）制度

令和６年能登半島地震により損壊した市内の半壊以上の被災家屋等について、既に解体・撤去を実施済みの方、これから解体工事を発注する方を対象に**解体・撤去に要した費用を償還する制度**です。

※市が算定した金額の比較により償還金額を決定しますので、全額の償還とならない場合があります。

公費解体と自費解体費用償還の比較

	メリット	デメリット
公費解体	・一時的でも費用が発生しない	・解体作業までに時間を要する
費用償還 （自費解体）	・早く解体作業が実施できる	・一時的な費用負担が発生する ・全額償還されない可能性がある ※り災証明書等による損壊判定前に解体した場合、 審査の結果、対象外となることがあります

費用償還（自費解体）制度

対象となる方

令和７年１月３１日までに
被災家屋等の解体工事の契約を締結した人

※所有者は登記簿謄本に記載された所有者です。

※所有者と申請書が異なる場合は、家屋等の所有者、権利者の同意が必要です。

※発災日以降に売買や贈与により所有者が変わった場合は申請できません。

※発災日以降に相続により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

解体・撤去の対象となる建造物

①被災した家屋

□り災証明書で「**半壊以上**」と判定された家屋とその基礎

□家屋に付属する浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象
※工事後の客土は実施しません
※敷地等の状況により解体・撤去ができない場合があります
※庭木・庭石の類は対象外

※「半壊以上」損壊の程度が左記のもの…「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」

解体・撤去の対象となる建造物

②被災した事業所

□被災証明書で「**半壊以上**」と判定され、生活環境保全上、解体・撤去が必要な**中小企業等**の事務所等とその基礎

（例）・事業所　・工場　・倉庫　・店舗　・アパート　・貸家　・地域で所有する施設

※**解体前に機器類の撤去が必要**

※**「半壊」等の損壊の程度が記載された「被災証明書」**が必要です
（税務課に申請いただき、調査の上発行されます）

□事業所に付属する浄化槽・便槽など

※事業所等と一体的に解体する場合のみ対象
※敷地等の状況により解体・撤去ができない場合があります
※工事後の客土は実施しません
※庭木・庭石の類は対象外

※参考※　対象となる中小企業等とは

中小企業者とは、中小企業法第2条による中小企業者（中小企業者並みの公益法人（一般社団法人、学校法人、医療法人など）も含む）であり、次の表のとおりです。

業種分類	資本金	従業員数
製造業その他	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	5,000万円以下	５０人以下
サービス業	5,000万円以下	１００人以下

※宗教法人、学校法人、社会福祉法人等は、サービス業の扱いとし、従業員が１００名以下のものは中小企業とみなします。

解体・撤去の対象となる建造物

③その他の建造物

□被災証明書で「**半壊以上**」と判定され、生活環境保全上、解体・撤去が必要な建造物

（例）・空き家　　・倉庫　　・納屋

※**「半壊」等の損壊の程度が記載された「被災証明書」**が必要です
（税務課に申請いただき、調査の上発行されます）

※「半壊以上」のり災証明が発行された住家で敷地内で被災証明書の申請がない建造物がある場合は、同様の被害があることについて立会時に確認し、住家と一体的に解体する場合、解体・撤去の対象となる場合があります。

解体・撤去の対象とならない場合

〇リフォームに伴う解体や屋根・外壁などの建物の一部を解体する場合（**被災家屋等全体を解体するものが対象です**）

〇り災証明書等の損壊の判定がされる前に行った自費解体において撮影した被害写真で損壊の程度が「半壊以上」と判断できない場合

解体・撤去の対象とならない建造物

□単独で解体する必要がある浄化槽、便槽、カーポート等

□アスファルト舗装、砂利などの敷設物

□ブロック塀、よう壁（土留め壁）、庭木、庭石　等

※解体工事の実施に支障がある場合等、解体の対象となることがあります。

※解体後の整地（客土等）は行いません。

【図示】被災家屋等の位置図（例）①

○被災家屋に倉庫等が隣接している場合

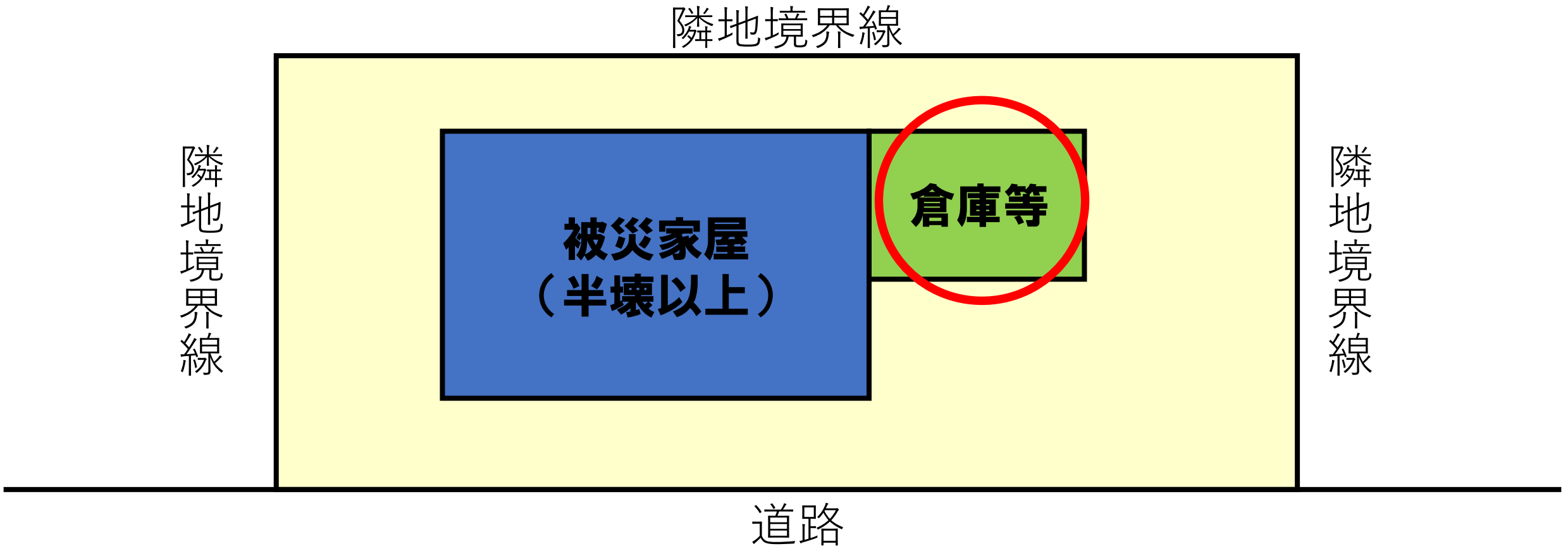

被災家屋が半壊以上の場合、被災家屋と隣接（屋根が接続等）しているものは、倉庫の被災証明がなくとも**被災家屋と一体的に解体します。**

【図示】被災家屋等の位置図（例）②

○被災家屋に倉庫等が離れている場合

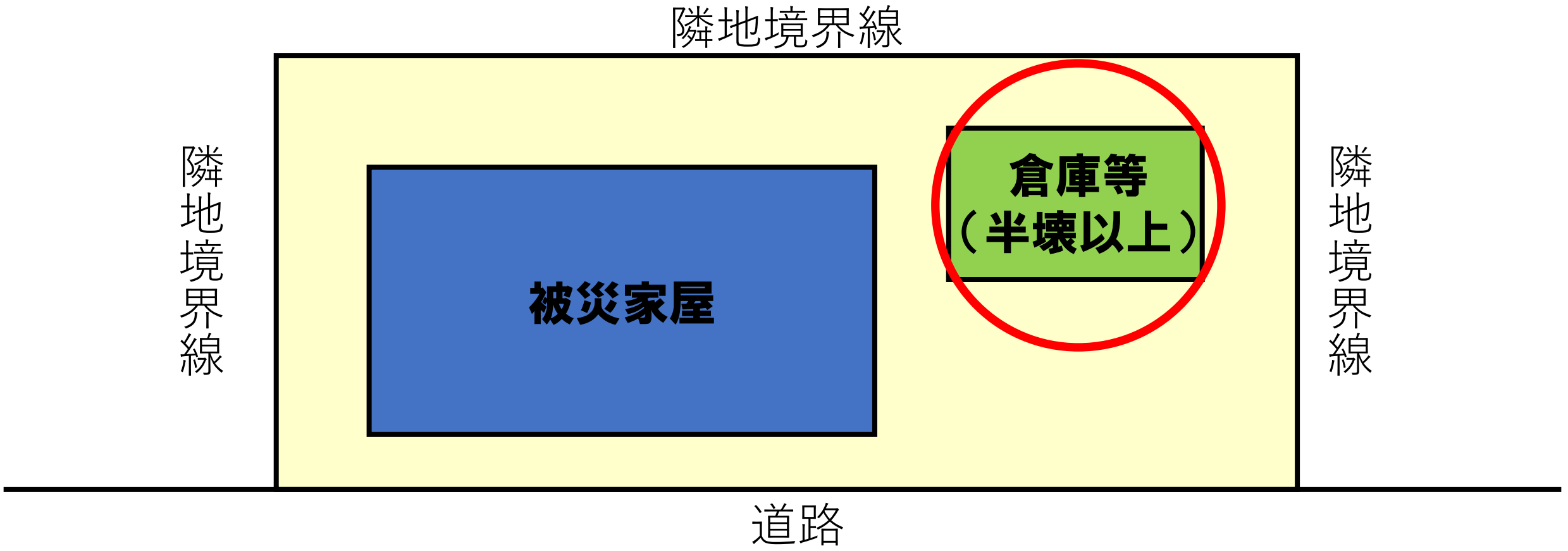

被災家屋を解体せず、倉庫等を単体で解体する場合は、被災証明で**半壊以上の判定があり、生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合に対象となります。**

【図示】被災家屋等の位置図（例）③

○敷地内の被災建造物が空き家、倉庫等の場合

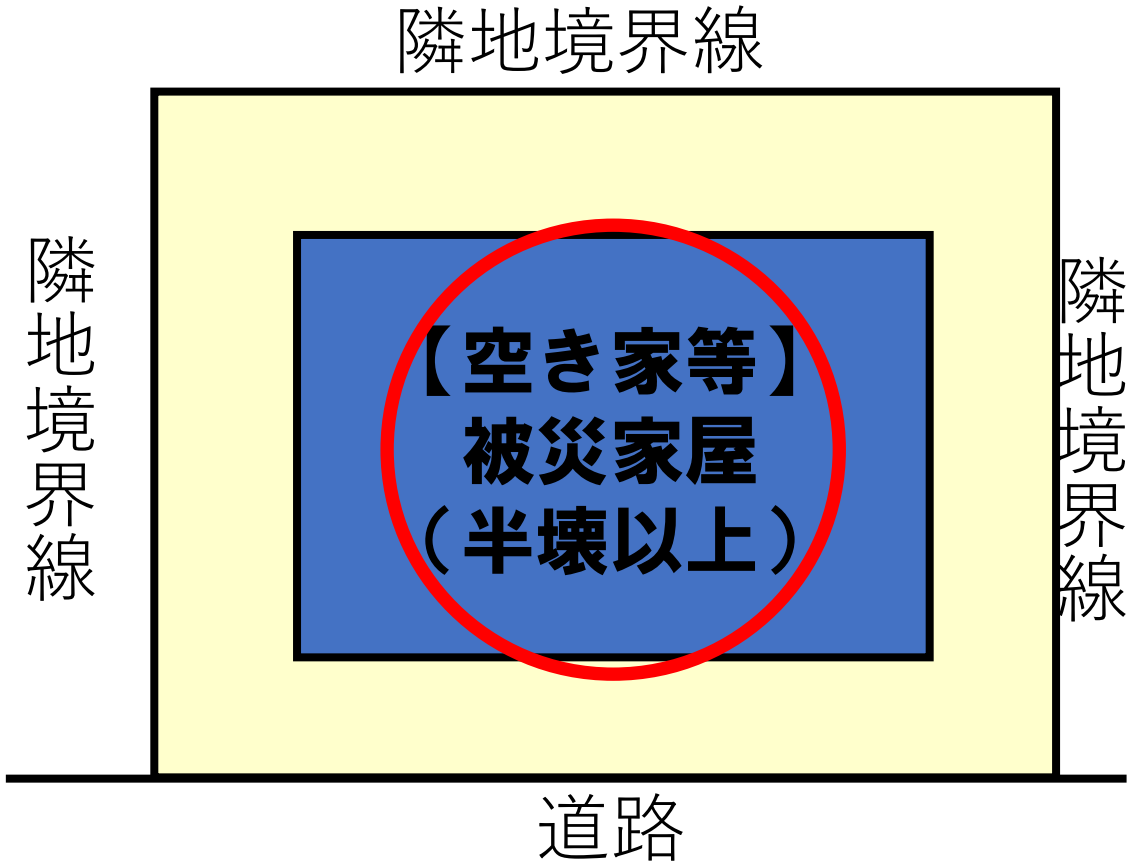

被災証明で**半壊以上の判定があり、生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合に対象となります。**

【図示】対象範囲のイメージ図

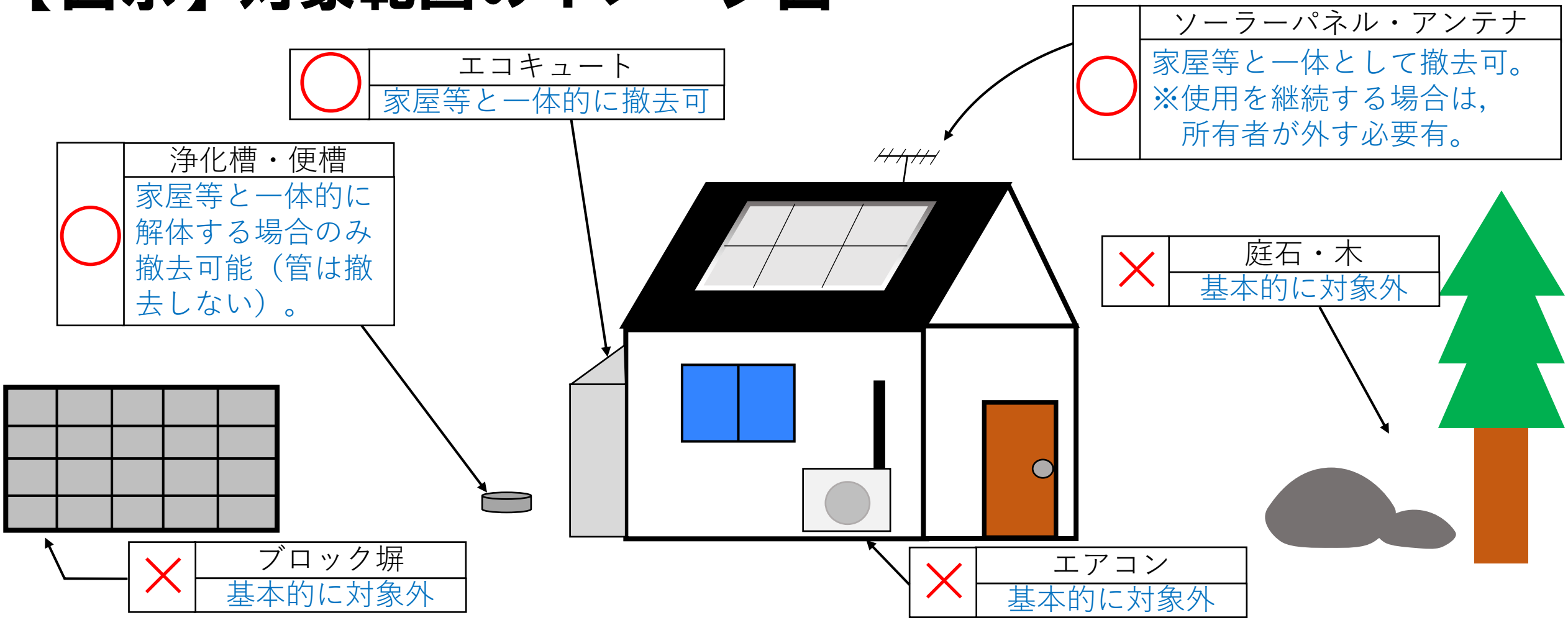

※対象外の構造物について、解体工事の実施に支障がある等、
現地の状況により解体の対象となることがあります。

費用償還（自費解体）制度

受付から解体・撤去までの流れ

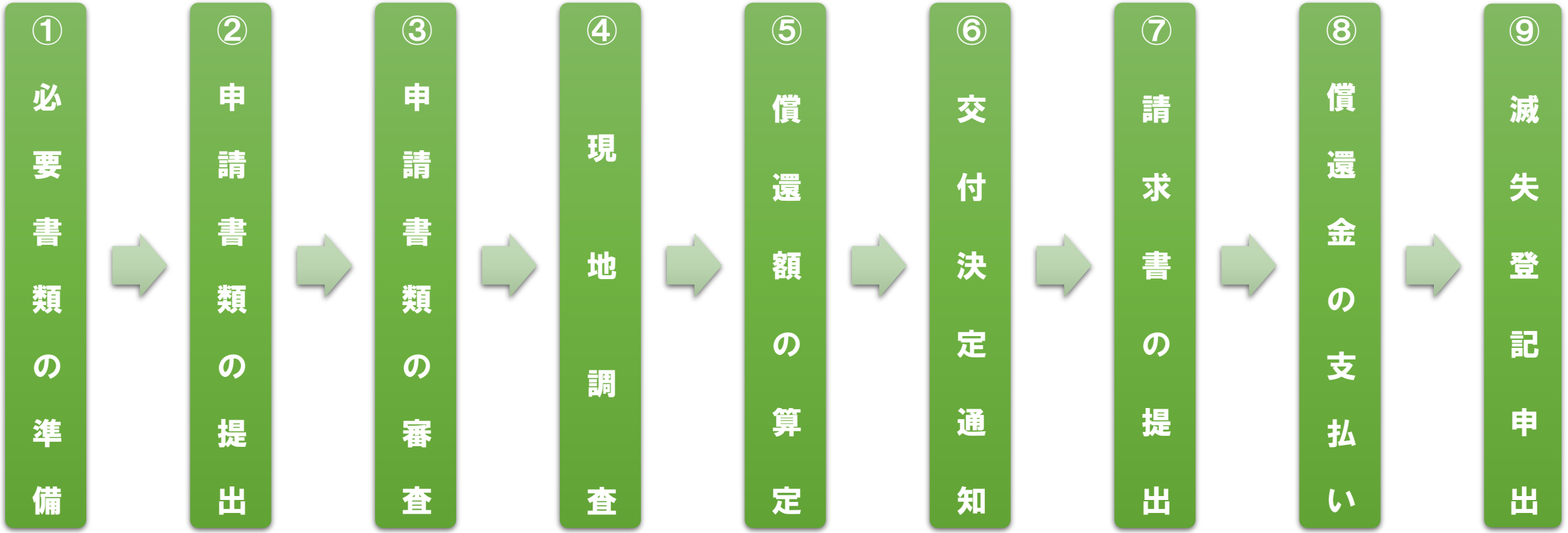

費用償還（自費解体）制度　受付から解体・撤去までの流れ

①必要書類の準備

□申請者自ら解体業者と令和７年１月３１日までに契約を締結し、解体・撤去が完了してから書類を準備します。

□り災証明書（被災証明書）で「半壊以上」と判定されている建物以外は、**被災状態が確認できる写真が必要です**（**被災状態が「半壊以上」と確認できない場合は対象となりません**）。

※必要書類については、別添「必要書類一覧（費用償還）」をご確認ください。

②申請書類の提出

□受付期間　令和６年３月１日～令和７年３月３１日まで

□受付窓口　市役所２階　２０５会議室　住まいの支援窓口

□受付時間　９時から１６時

□受付方法　原則、持参のみ

費用償還（自費解体）制度　受付から解体・撤去までの流れ

③申請書類の審査

□書類審査　申請書類を審査します。

※必要書類に不備、不足があった場合、全て整った時点で受付となります。

④現地調査

□解体撤去が行われたことを確認します。

※訪問日の事前連絡はしません。
※市の調査員が敷地内に立ち入ります。あらかじめご了承ください。

費用償還（自費解体）制度　受付から解体・撤去までの流れ

⑤償還額の算定

□現地調査での解体・撤去確認後、償還額を算定します。

□償還額の算定には、固定資産税評価証明書または登記事項証明書に記載されている面積を用います。
公簿面積が確認できず実測面積で算定する場合、解体業者が作成する「測量写真（数値の目盛近影含む）」、「解体面積が分かる求積図・平面図」が必要です。

※写真がない場合や面積が不明な場合は、費用の算定ができないため償還ができません。

□市の算定した額が、解体業者等へ支払った金額を下回った場合は、その差額について、申請者の負担となります。

費用償還（自費解体）制度　受付から解体・撤去までの流れ

⑥交付決定通知

□償還金交付決定通知を送付します。

⑦請求書の提出

□交付決定通知受領後、交付決定通知書の発行日から３０日以内に請求書兼口座振込依頼書を市環境安全課まで提出してください。

⑧償還金支払い

□指定された口座に交付額を入金します。

⑨滅失登記

□市から法務局に対して、職権による滅失登記を依頼。

※建物表示変更登記（主たる建物が滅失し、付属建物が残存している場合等）は、職権登記ができません。
申請された方自身で、変更登記をしていただく必要があります。

お問い合わせ先

羽咋市役所２階　環境安全課
ＴＥＬ　０７６７－２２－７１３７